

第27回

建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関する

アドバイザー会議

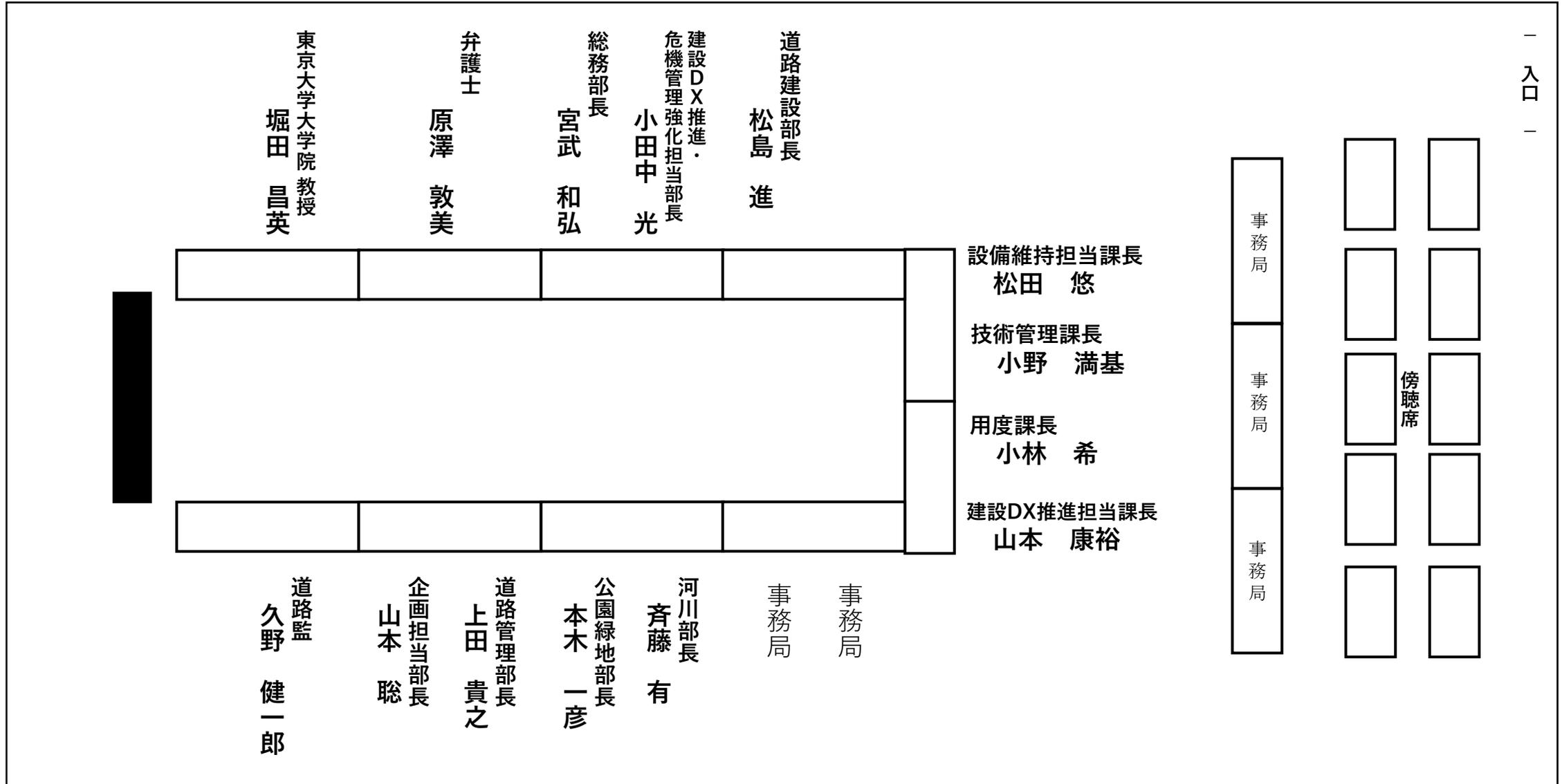
資料

令和8年1月30日

東京都建設局

「建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議（第27回）」座席表

都庁第二本庁舎5階 5B会議室



次 第

1 開 会

2 委員紹介

3 挨拶 建設局道路監

4 議 事

(1) 令和7年度の取組状況と令和8年度の取組方針（案）

1. 設計等委託業務・工事の品質確保に関する事項（総合評価方式等の活用）
2. 働き方改革に関する事項（施工時期等の平準化）
3. 生産性向上に関する事項（建設DX）
4. 担い手の確保・育成に関する事項

(2) 区市町村支援

5 閉 会

(1) 令和7年度の取組状況と令和8年度の取組方針（案）

1. 設計等委託業務・工事の品質確保に関する事項 (総合評価方式等の活用)

1-1. 総合評価方式等の活用（全体：設計等委託業務・工事）

令和7年度取組方針

品確法に基づき総合評価方式の適用を推進しつつ、担い手の育成・確保に向け継続的な取組が求められており、多くの事業者の受注機会を確保することや入札契約に係る受発注者等の事務負担軽減等にも留意することとして、**業務・工事内容により、総合評価方式等と価格競争を適切に選定**します。ただし、品確法の基本理念に基づき、**安易に価格競争での発注とらないよう留意**します。

【参考：取組方針策定の背景】

<令和5年度までの取組方針の基本的な考え方>

品確法の基本理念に基づき、予定価格等に応じて総合評価方式（設計等委託業務はプロポーザル方式を含む）を**原則適用**

<総合評価方式を原則適用した場合の課題>

総合評価方式（特に施工能力審査型と技術実績評価型）は、過去の実績の評価に重点を置いたものであり、**新規参入や受注実績が乏しい事業者にとっては落札が困難**

※一部の業界団体から意見あり

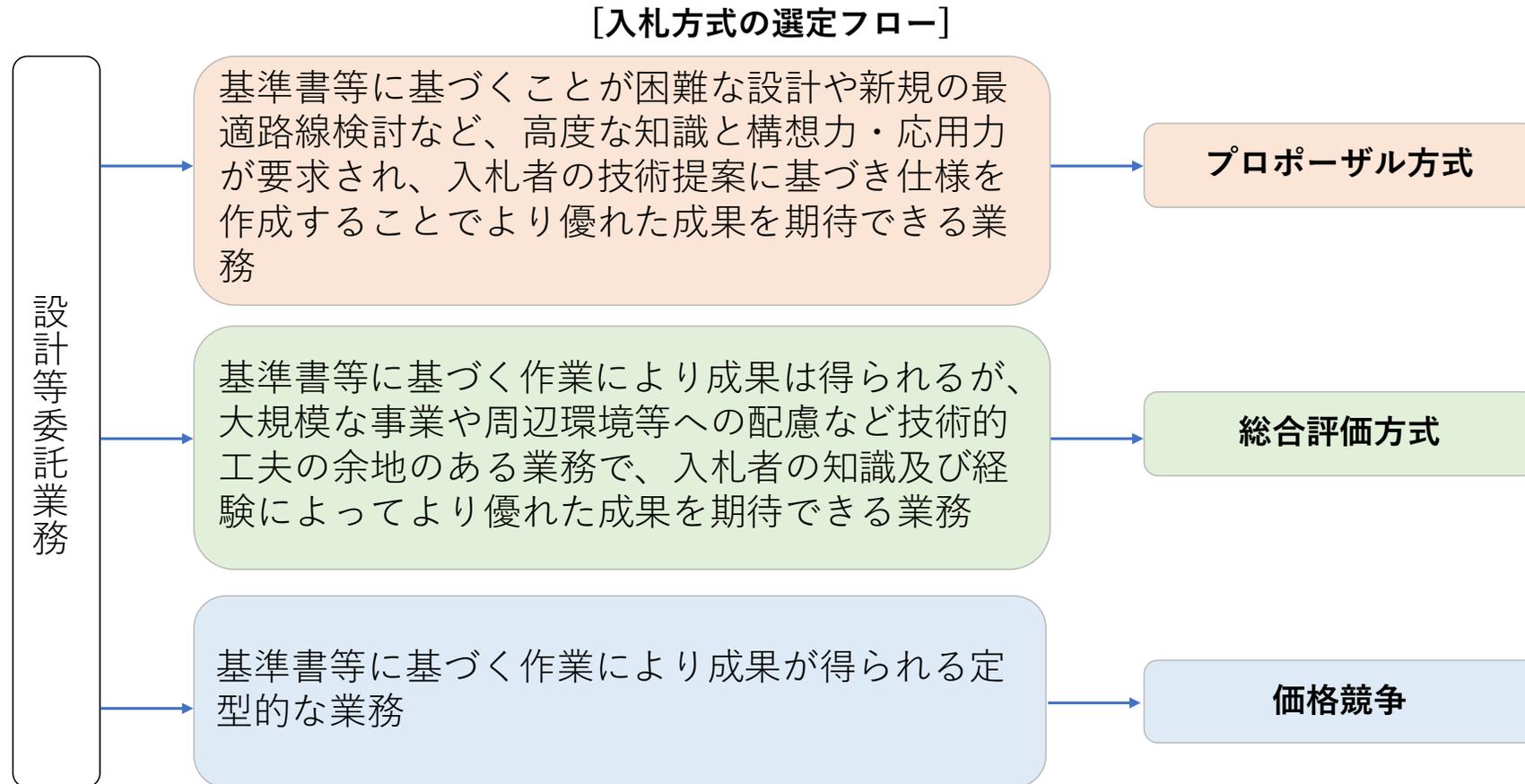
令和6年度から、総合評価方式を**原則適用とする考え方を見直し**

新規参入や過去実績が乏しい事業者が、**将来的には総合評価方式での落札も可能となるよう**、定型的な業務及び技術的な課題や複雑な調整等がない工事については、価格競争で発注することにより**実績を積む機会を確保**

1-1. 総合評価方式等の活用（全体：設計等委託業務・工事）

■設計等委託業務

入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の設計等委託業務イメージ」や「入札方式の適用表」を参考に選定します。

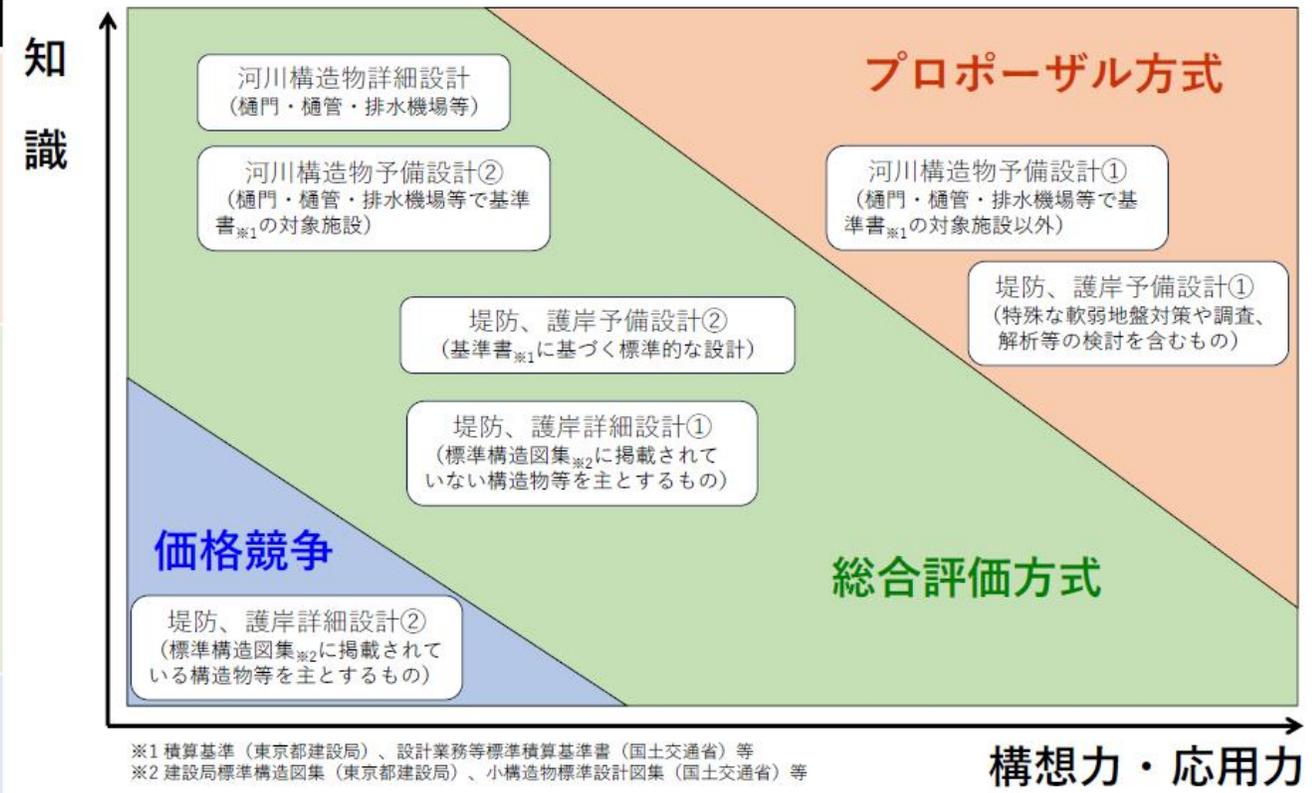


1-1. 総合評価方式等の活用（全体：設計等委託業務・工事）

〔具体の設計等委託業務イメージ〕

入札方式	具体の設計等委託業務イメージ
プロポーザル方式	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 重要路線において、工期や交通規制期間の短縮の検討が求められる業務 ◆ 護岸設計において、基準書等に基づくことが困難な軟弱地盤対策の検討が必要な業務 ◆ 橋梁長寿命化設計において、損傷内容や構造形式から特殊な補修工法・仮設計画の検討が必要な業務 ◆ 基準書等に基づくことが困難で大規模な施設の検討業務 ◆ 地域特性（歴史・文化）や周辺環境に配慮した景観検討、デザイン比較を行うなど構想力・応用力を必要とする検討業務 ◆ 構造物規模・形式・工法などにおいて都で発注実績が少ない業務
総合評価方式	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 設計にあたり、施工ヤードの制限や交通規制、近接施工、周辺環境への配慮等に留意が必要な業務 ◆ 橋梁やトンネル等の規模の大きな構造物の数量・図面等の作成業務 ◆ 測量業務において、比較的規模の大きな業務、敷地内の高低差が大きい場合など特殊な作業環境における業務 ◆ 地質調査業務において、比較的規模の大きな業務や敷地内の地層構成に変化が見込まれるなど特殊な作業環境における業務 ◆ 関係人との調整に特に配慮を要する業務 ◆ 住民説明会や審議会の資料を作成する等、特に正確さを重要視する業務 <p>※ 当該業種の業務実績を持つ事業者が少ない、過去の傾向として業務内容や発注規模等の影響により入札参加者数が少なくなるなどの理由から不調リスクがある業務は価格競争も検討</p>
価格競争	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 工事発注に必要な数量・図面等を作成する定型的な業務 ◆ 基準書や標準構造図集等に基づく作業により成果が得られる等の業務

〔入札方式の適用表（河川事業の場合）（例）〕

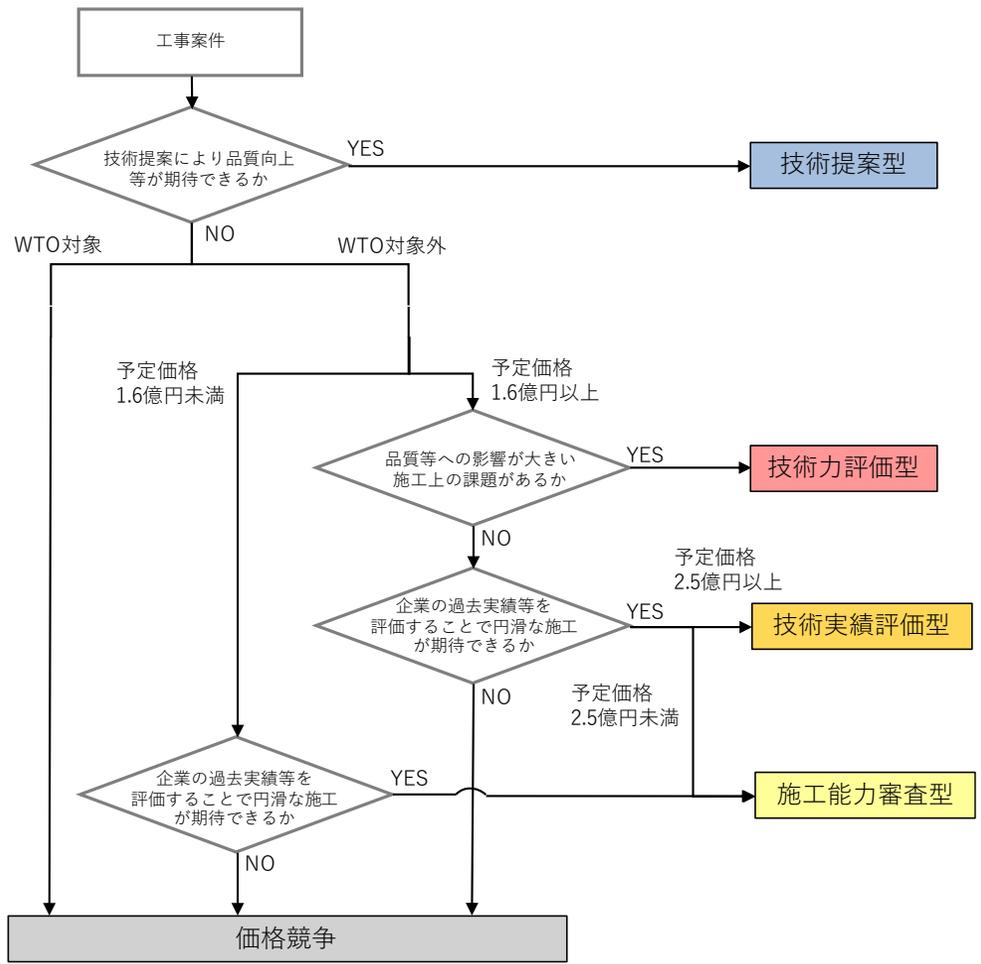


1-1. 総合評価方式等の活用 (全体：設計等委託業務・工事)

■工事

入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の工事イメージ」を参考に選定します。

[入札方式の選定フロー] (土木工事の場合)

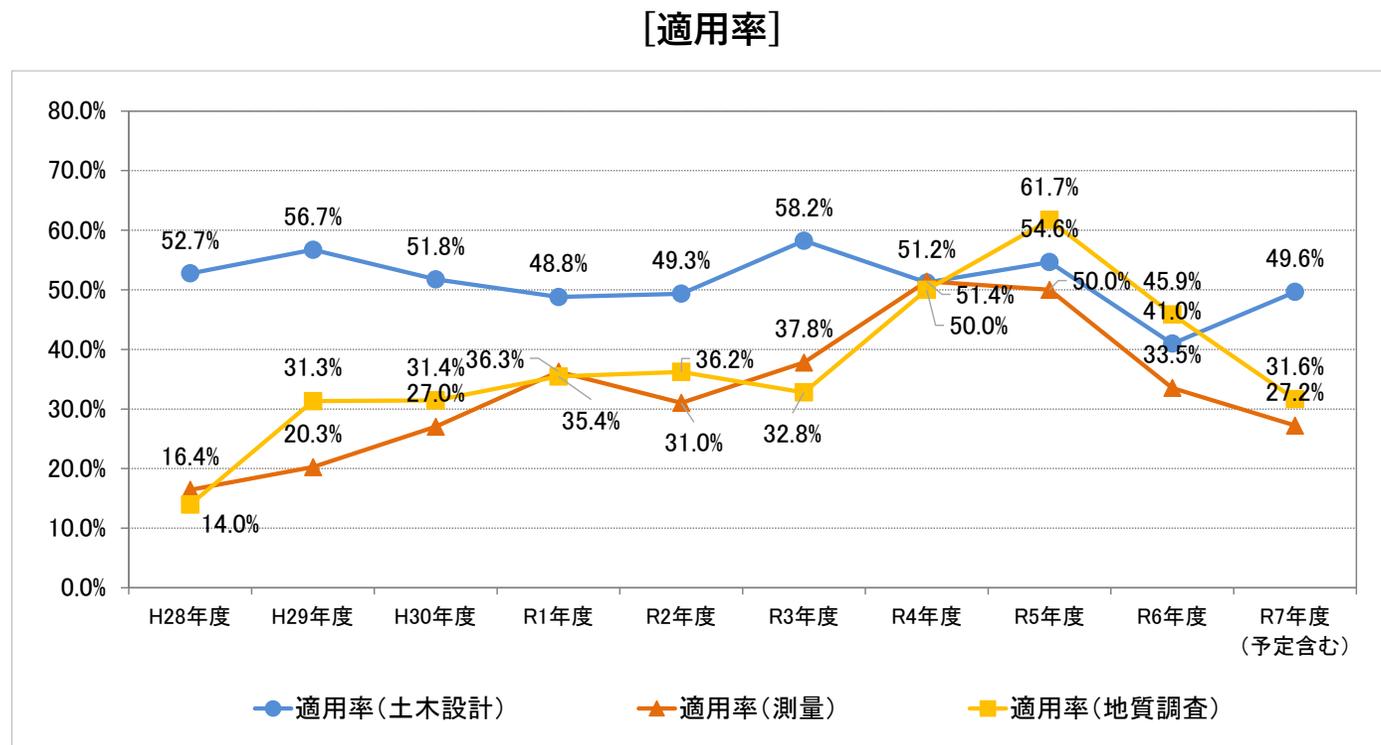


[具体の工事イメージ] (土木工事の場合)

入札方式	具体の工事イメージ
技術提案型	<p>特殊な構造物、特殊な環境下での施工のため、それら課題に対する技術提案を求める工事。 <過去の事例等> ◆ 大規模なコンクリート構造物の施工のため、ひび割れ抑制等の品質確保対策に関する提案を求めることが有効である工事 ◆ 地下水位の高い条件での場所打ち杭の施工のため、場所打ち杭の鉄筋コンクリートの品質向上対策に関する提案を求めることが有効である工事 ◆ 鋼箱桁橋の箱桁内面は結露が生じやすく厳しい腐食環境のため、箱桁内面の防食性向上に関する提案を求めることが有効である工事 ◆ 施工管理が煩雑・手間のため効率化・省人化の影響が大きく、ICT等を活用した出来形管理・品質管理に関する提案を求めることが有効である工事</p>
技術力評価型	<p>特殊な環境下での施工のため、それらに配慮した施工計画を求める工事。 <過去の事例等> ◆ 軟弱地盤上での施工のため、構造物の傾斜等に配慮する必要がある工事 ◆ 作業ヤードや作業空間が狭隘のため、効率的な施工の必要がある工事 ◆ 施工するうえで配慮すべき構造物（鉄道、橋梁、地下構造物、住宅など）があり、施工手順や安全対策等を検討する必要がある工事</p>
技術実績評価型 施工能力審査型	<p>技術提案や施工計画を求めず、企業の過去実績等を評価することで、円滑な施工が期待できる工事。 <過去の事例等> ◆ 関係機関協議や関連工事調整が工程に大きく影響する工事 ◆ 社会的影響の観点から早期供用が求められる工事 ◆ 騒音・振動対策など地域住民への特段の配慮が必要な工事</p> <p>※ 当該工種の施工実績を持つ事業者が少ない、過去の傾向として工事内容や発注規模等の影響により入札参加者数が少なくなるなどの理由から不調リスクがある工事は価格競争も検討</p>
価格競争	<p>技術的な課題や複雑な調整等がない定型的な工事。 <過去の事例等> ◆ 適用工種が少ない、現場条件の制約が少ない、定型的な関係機関協議のみであるなど、技術的な要素や工夫の余地が少ない工事</p>

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『総合評価方式等の適用率』



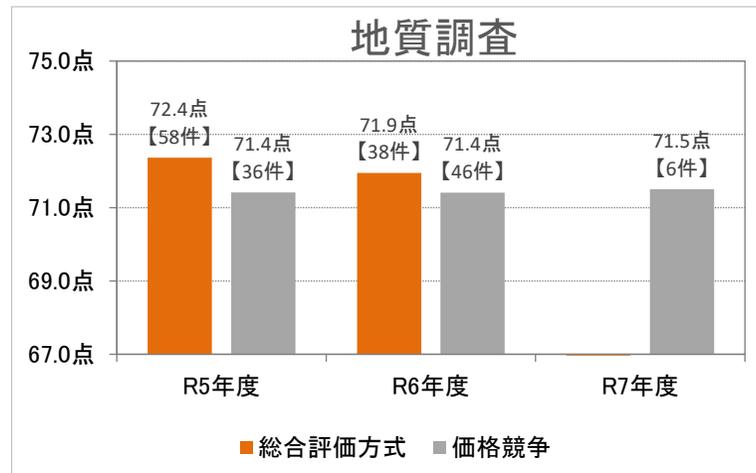
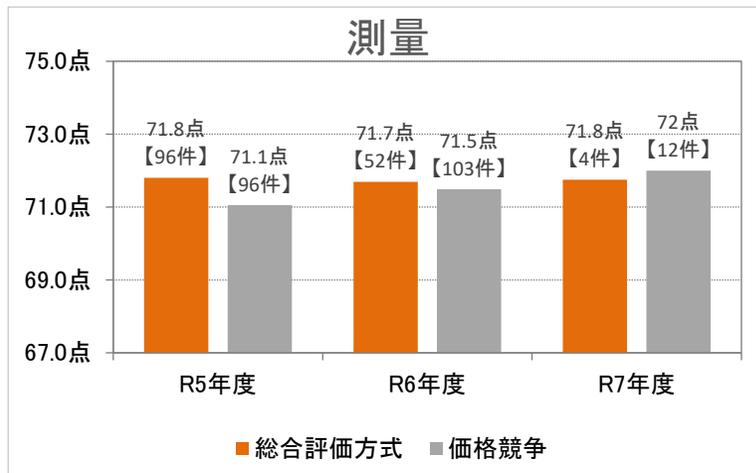
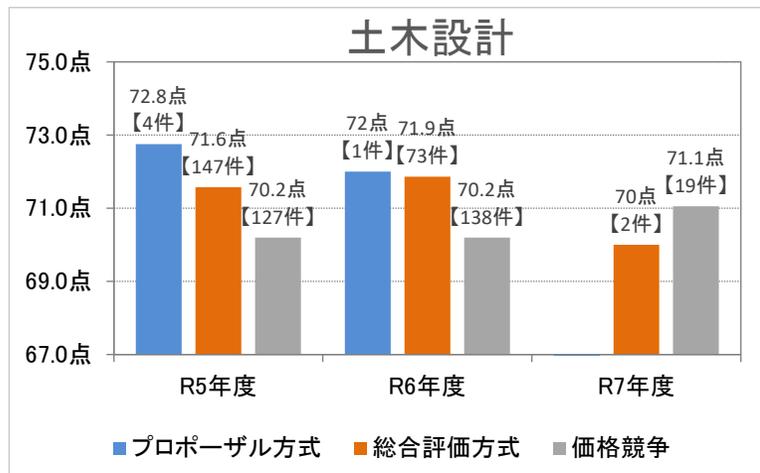
【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】

・総合評価方式等の適用率は、昨年度と比較して、土木設計において増加しており、測量・地質調査においては減少している。

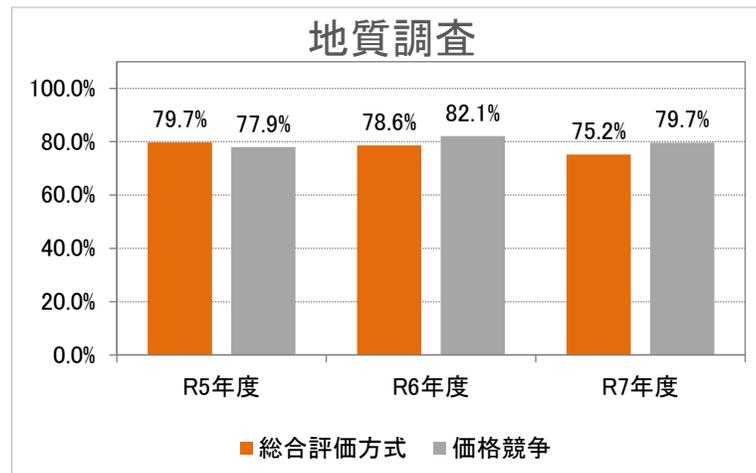
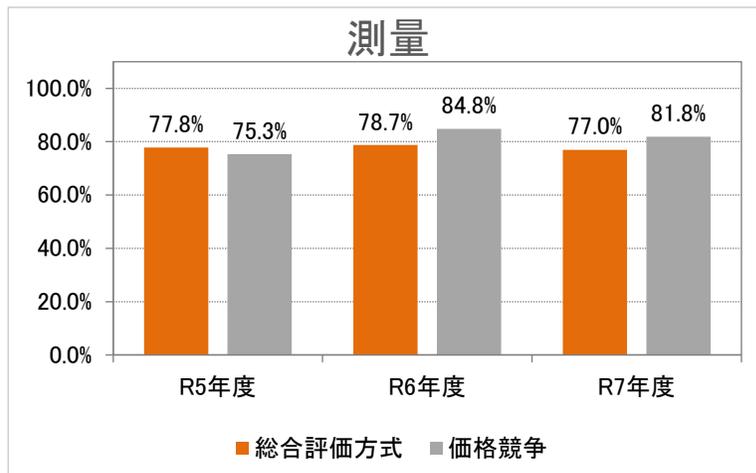
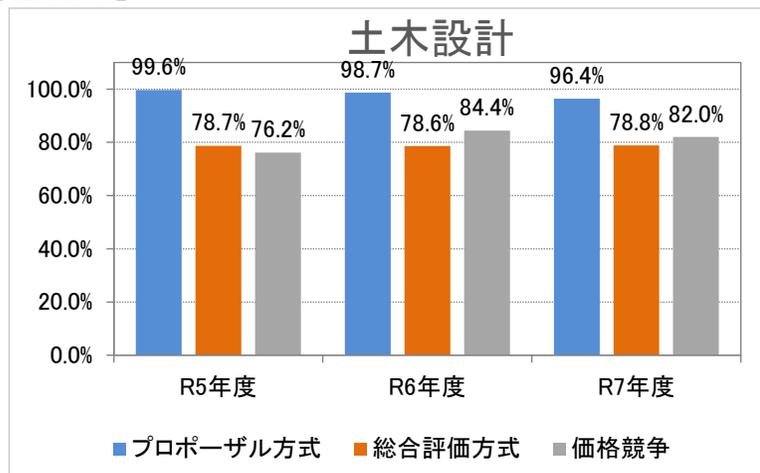
1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『成績評定点、落札率』

[成績評定点]（R7年度：R7.12月末時点 完了実績）



[落札率]



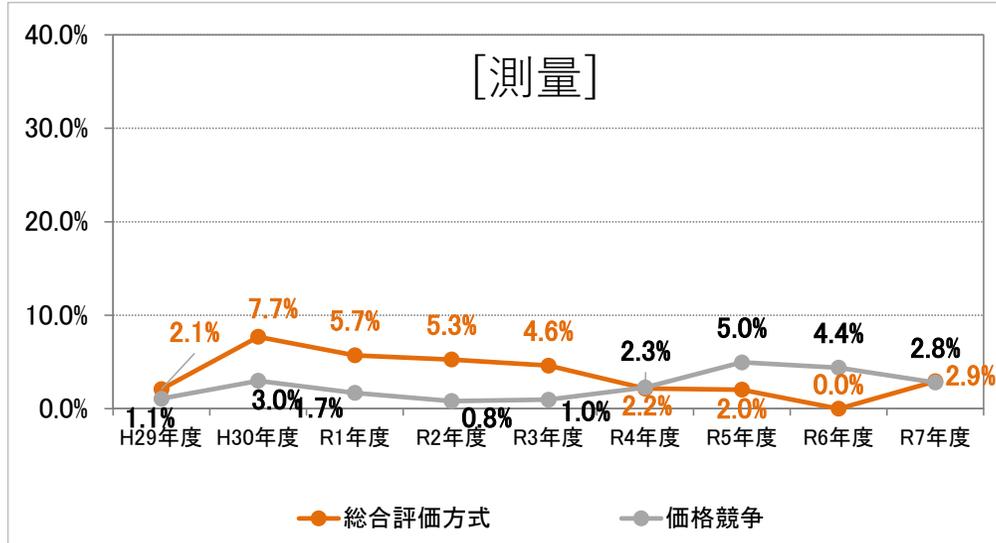
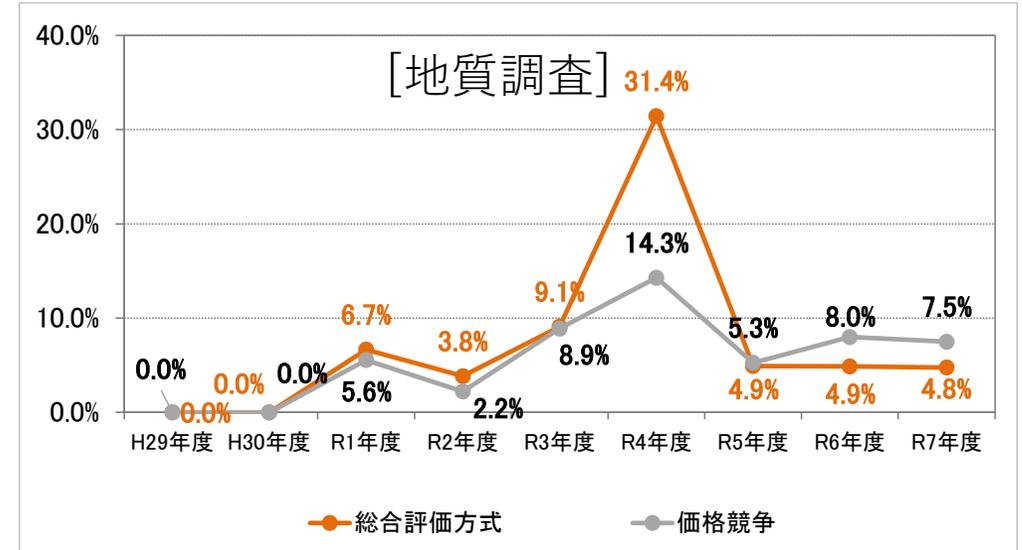
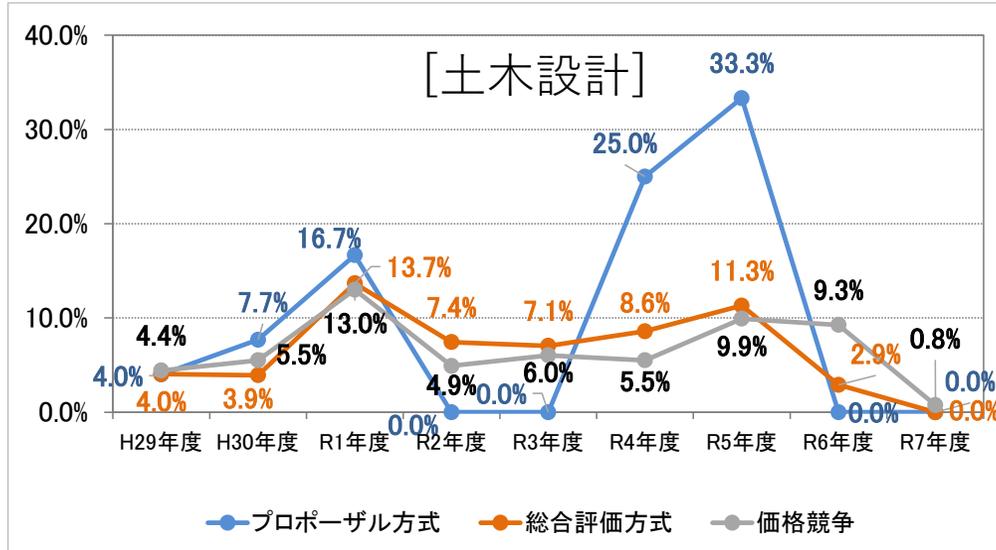
- ・成績評定点について、価格競争は、例年と比較して全業種で同程度である。総合評価方式は、完了件数が少ないが、例年と比較して、土木設計で減少しており、測量は同程度である。
- ・落札率は、例年、全業種において総合評価方式の方が価格競争よりも高かったが、R6年度以降価格競争の方が高い。

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『不調率』

[不調率]

【R7年度：R7.12月末時点】



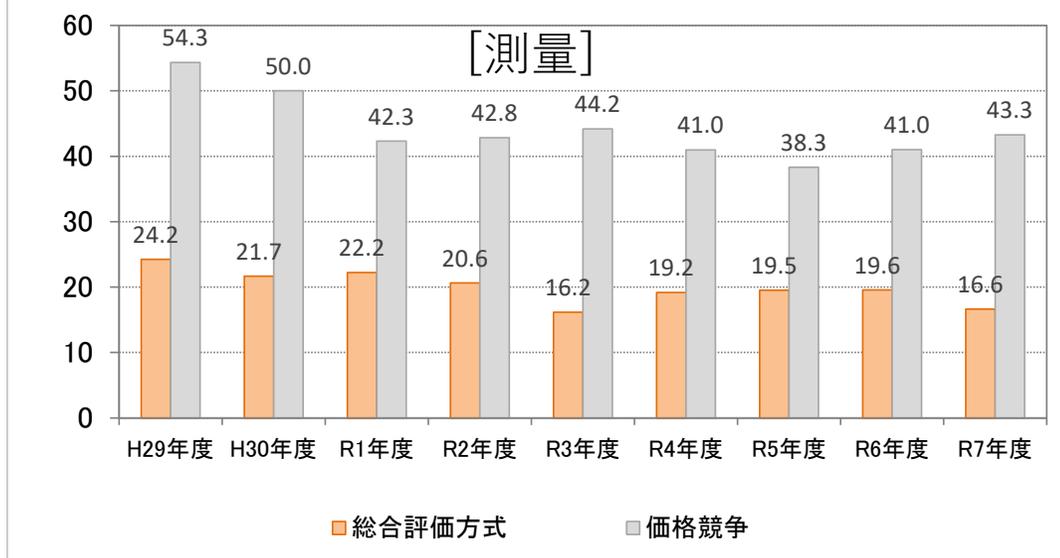
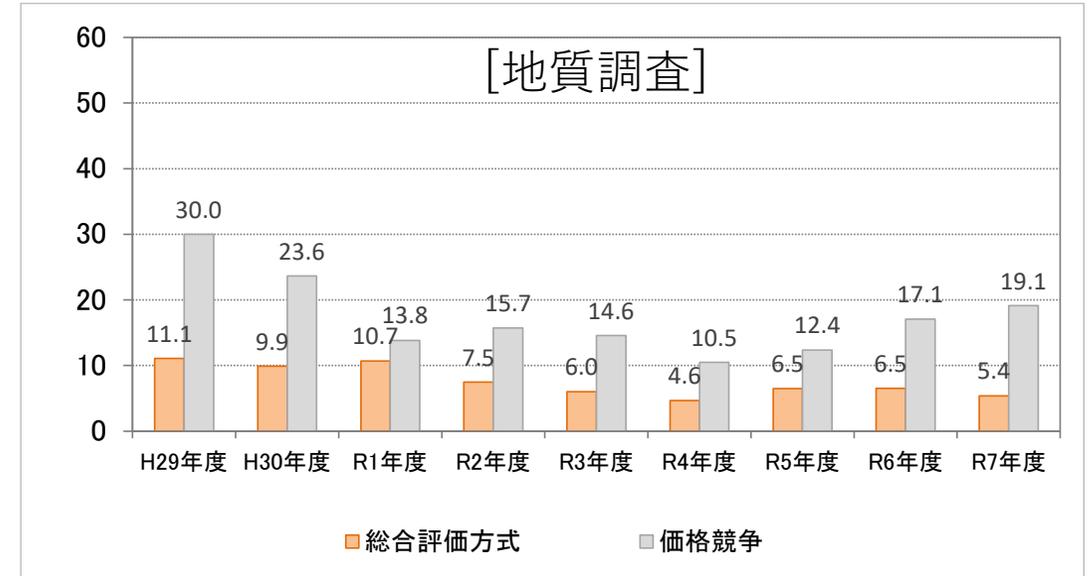
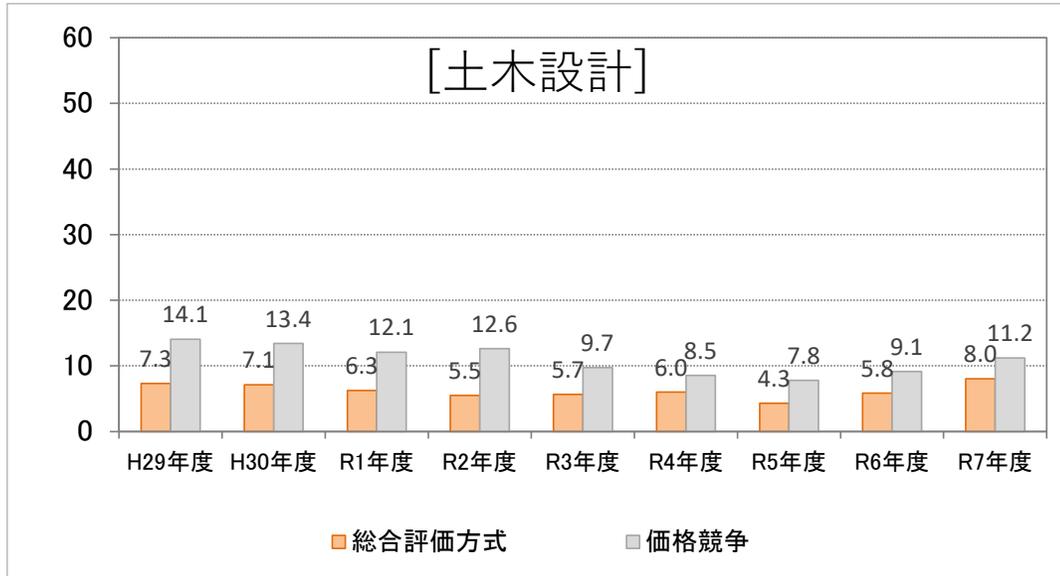
- ・土木設計の不調率は、昨年度と比較して総合評価方式と価格競争ともに減少している。
- ・測量と地質調査の不調率は、総合評価方式と価格競争ともに例年と同程度である。

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『平均入札参加希望者数』

[平均入札参加希望者数]

【R7年度：R7.12月末時点】

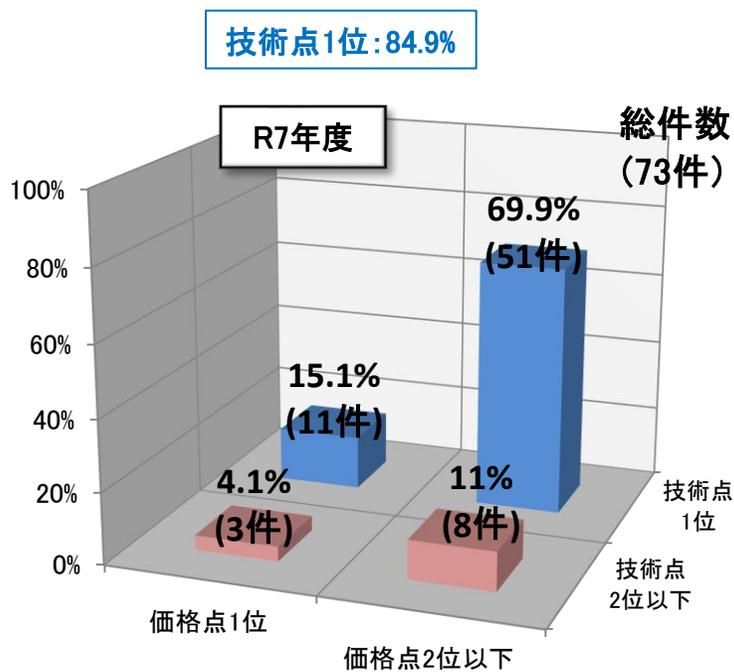


- ・ 価格競争の入札参加希望者数は、昨年度と比較して全業種で増加している。
- ・ 総合評価方式の入札参加希望者数は、土木設計において昨年度と比較して増加している。一方、測量と地質調査は減少しているものの、大きな落ち込みはない。

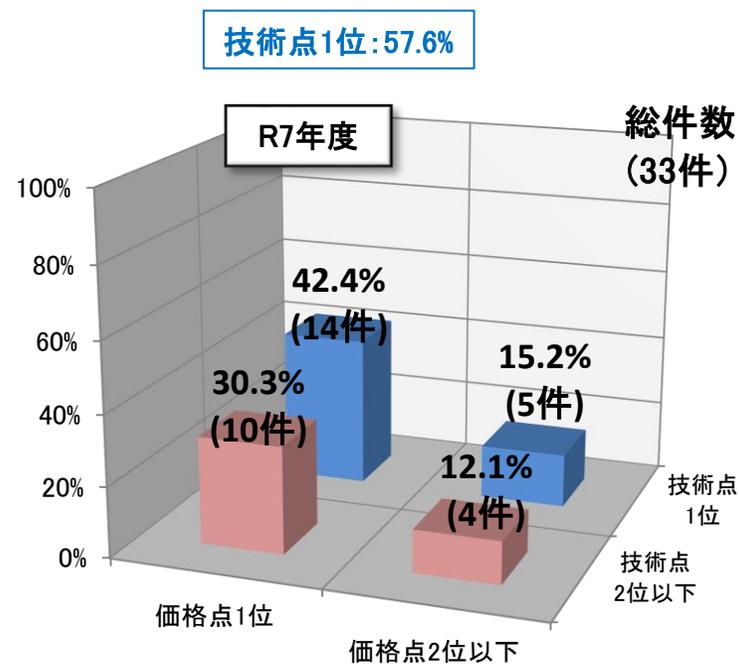
1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『落札者の技術点と価格点の相関』

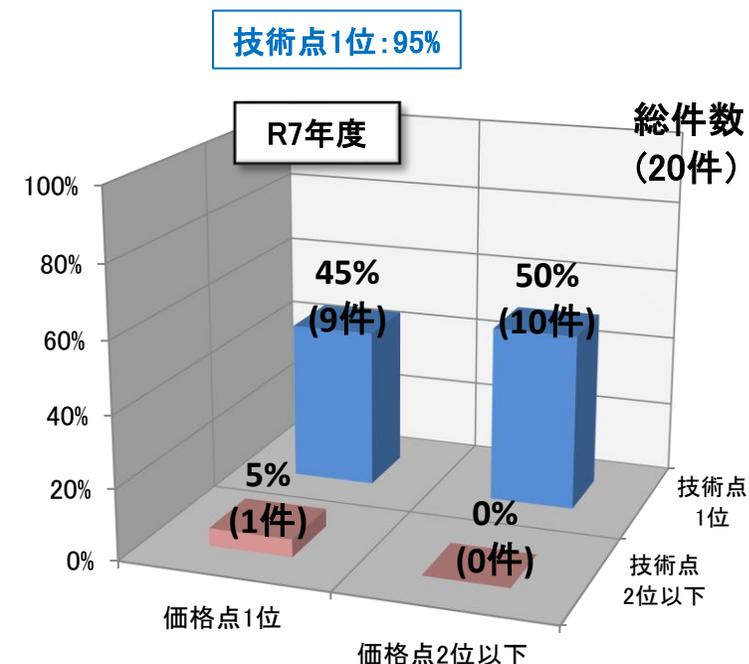
【R7年度：R7.12月末時点】



[土木設計]



[測量]



[地質調査]

・技術点1位の会社が落札する割合が、土木設計は約85%、測量は約58%、地質調査は約95%となっており、技術力が反映された入札方法となっている。

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（1）令和7年度の状況『受注業者数の動向』

【R7年度：R7.12月末時点】

○土木設計

項目	R5年度	R6年度	R7年度
①契約件数	281	249	206
②受注業者数	91	87	76※1
③1者あたりの平均受注件数（①／②）	3.09	2.86	2.71

※1：76社のうち、8社が過去5年間に受注なし

○地質調査

項目	R5年度	R6年度	R7年度
①契約件数	94	85	57
②受注業者数	28	26	24※3
③1者あたりの平均受注件数（①／②）	3.36	3.27	2.38

※3：24社のうち、3社が過去5年間に受注なし

○測量

項目	R5年度	R6年度	R7年度
①契約件数	192	164	137
②受注業者数	77	62	63※2
③1者あたりの平均受注件数（①／②）	2.49	2.65	2.17

※2：63社のうち、8社が過去5年間に受注なし

・「1者あたりの平均受注件数」は、全ての業種で昨年度よりも減少している。

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（2）令和7年度取組方針に対する要望・意見等（事務所へのアンケート、業界団体等との意見交換より抜粋）

■事務所

【総合評価方式等の原則適用を見直したことについて】

- ・現場条件や発注内容、発注時期を踏まえて柔軟に発注方式を選定できるようになったため、良かった点の方が多い。
- ・契約不調対策や受注機会の確保など、受発注者ともにメリットがあると感じている。
- ・内容に応じて発注方式を選定できるようになったため、業務量の削減や業務の効率化にも繋がっていると思う。
- ・工事主管が判断するため、同内容の委託において、事務所間で発注方式の相違が生じる可能性が高い。

【具体的設計等委託業務イメージについて】

- ・入札方式選定の際の参考となるため、より多くのイメージを記載してほしい。
- ・総合評価方式に「施工ステップ」や「高低差処理」の検討が必要な業務を追加した方がよい。

■業界団体等

【総合評価方式等の原則適用を見直したことについて】

- ・入札へのハードルが下がり、参加しやすくなった。
- ・総合評価方式による入札を想定し準備してきた会社にとって、これまでの努力の結果が反映されず、入札金額だけが反映されることは疑問である。
- ・入札方式の選定フローや具体的設計等委託業務イメージ、入札方式の適用表に基づき、適切な発注方式での発注を要望する。

1-2. 総合評価方式等の活用（設計等委託業務）

（3）現状の評価と令和8年度取組方針（案）

■現状の評価

- ・例年と比較して、総合評価方式等の適用率は各業種で増減があるものの、成績評定点に大きな増減はなく、総合評価方式等を原則適用とする考え方を見直したことに伴う品質への影響は見られない。
- ・入札参加希望者数の増加や1者あたりの平均受注件数の減少が見られ、多くの事業者の受注機会確保に寄与していると考えられる。

■令和8年度取組方針（案）

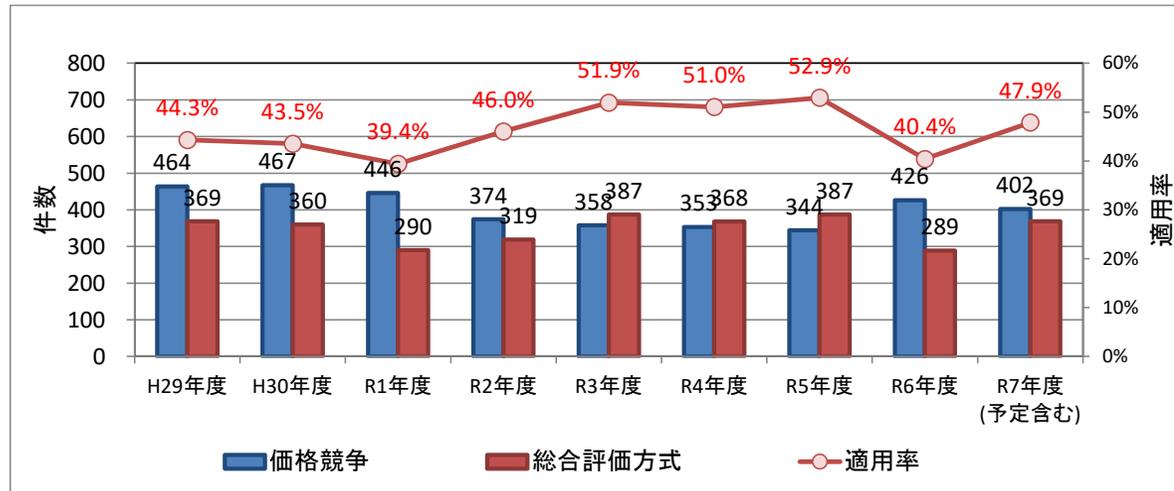
・引き続き、業務内容により総合評価方式等と価格競争を適切に選定する。ただし、安易に価格競争での発注とならないよう入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の設計等委託業務イメージ」や「入札方式の適用表」を参考に選定する。また、総合評価方式等の適用率や成績評定点などの状況について注視していく。

※なお、具体の設計等委託業務イメージへの事例追加等を行う。

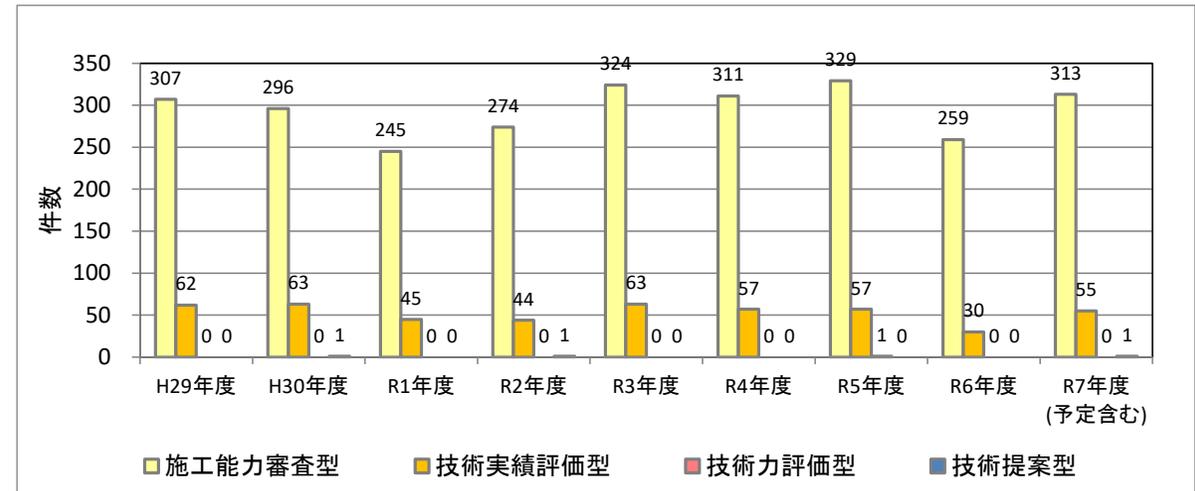
1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（1）令和7年度の状況『総合評価方式の適用率及び適用件数』

[適用率]



[適用件数]



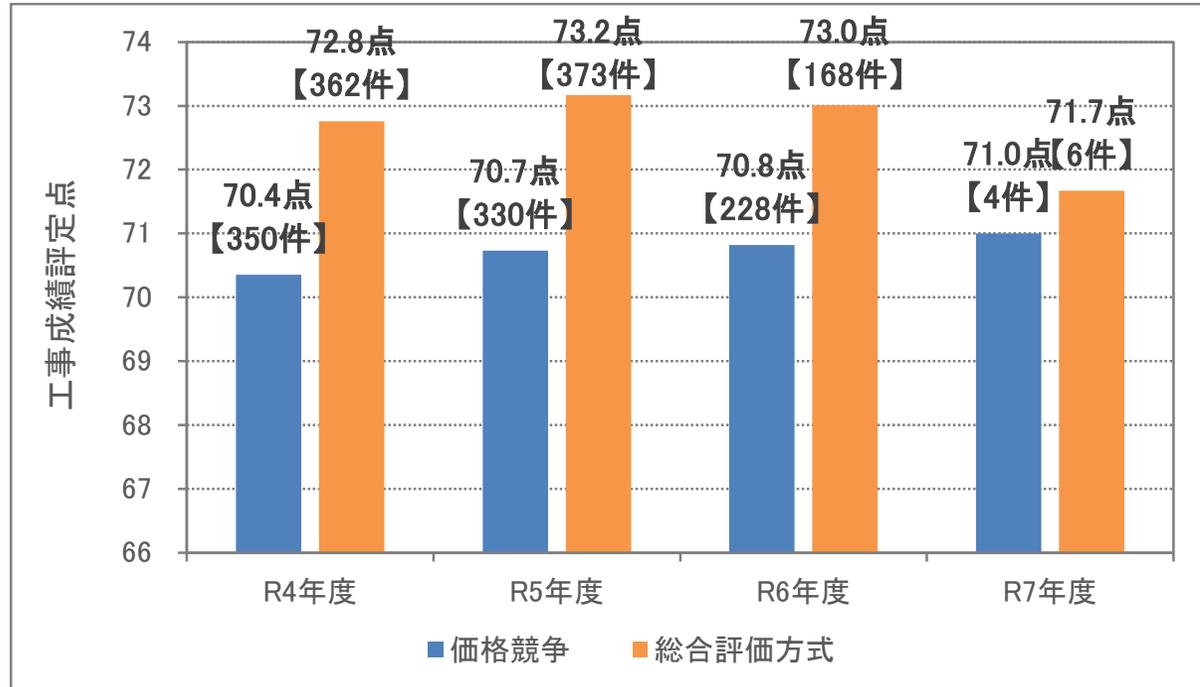
【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】

- ・ 総合評価方式の適用率は約50%であり、昨年度と比較して増加している。
- ・ 4類型ある総合評価方式のうち、「施工能力審査型」と「技術実績評価型」を多く適用している。

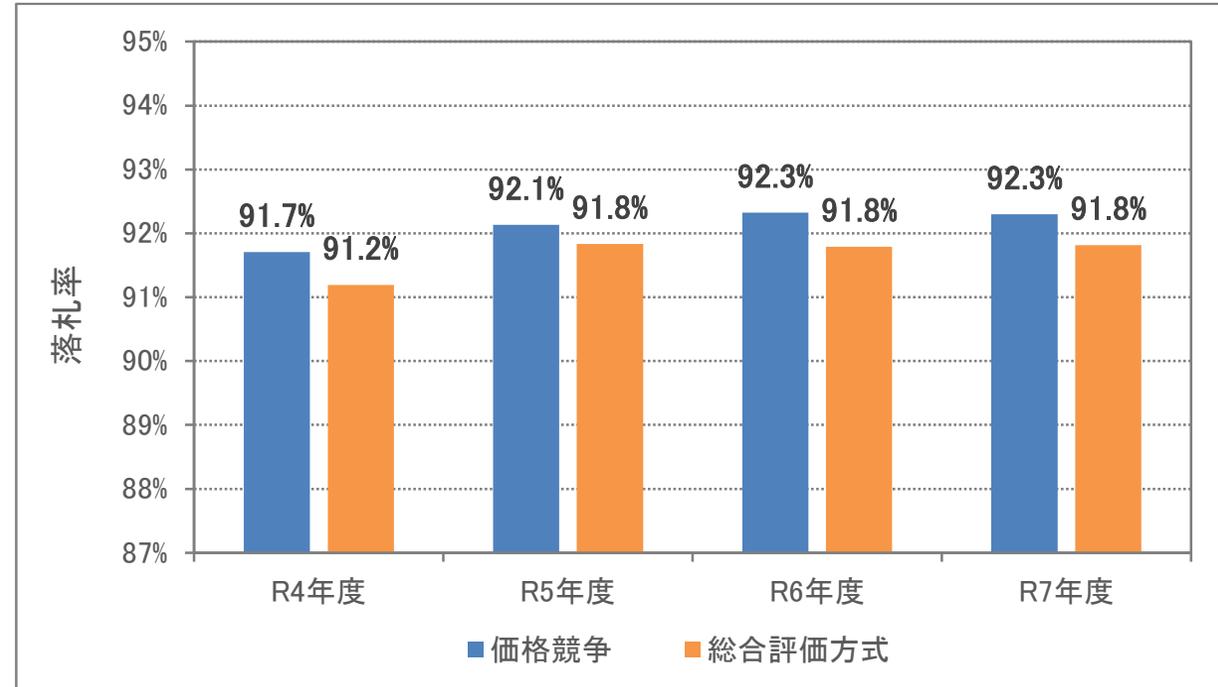
1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（1）令和7年度の状況『工事成績評定点、落札率』

[工事成績評定点]



[落札率]



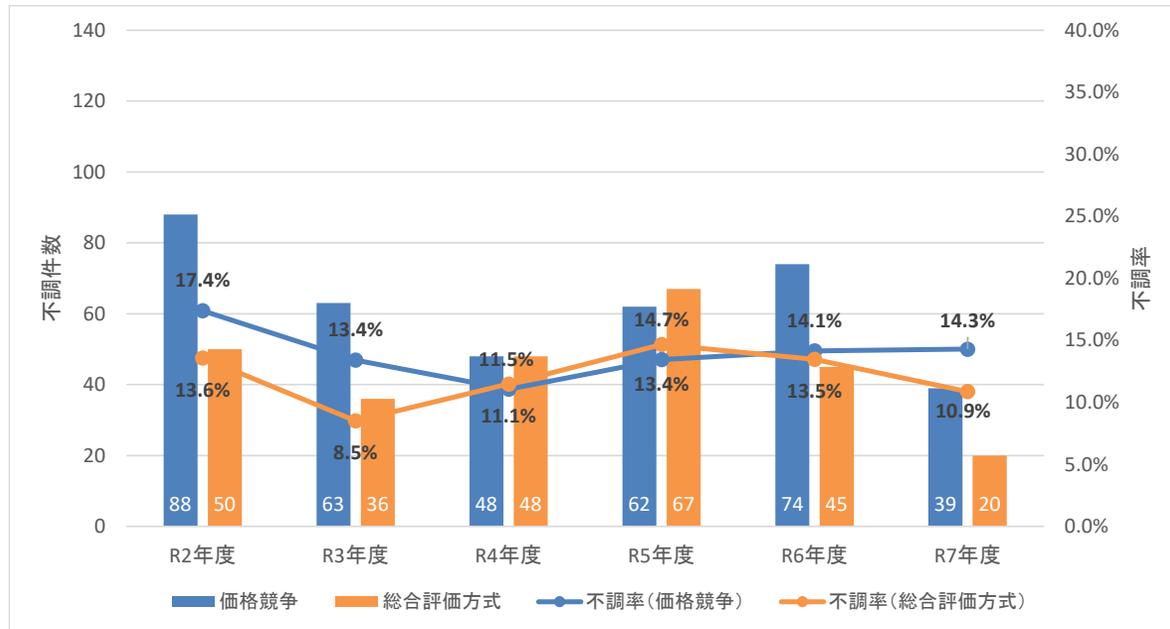
【R7年度：R7.12月末時点 契約実績】

- ・ 価格競争の工事成績評定点は、例年と同程度で大きな変化はない。一方、総合評価方式は減少しているものの、大きな落ち込みはない。また、総合評価方式の工事成績評定点が、価格競争よりも高くなる傾向は変わらない。
- ・ 落札率は、価格競争と総合評価方式ともに例年と同程度である。

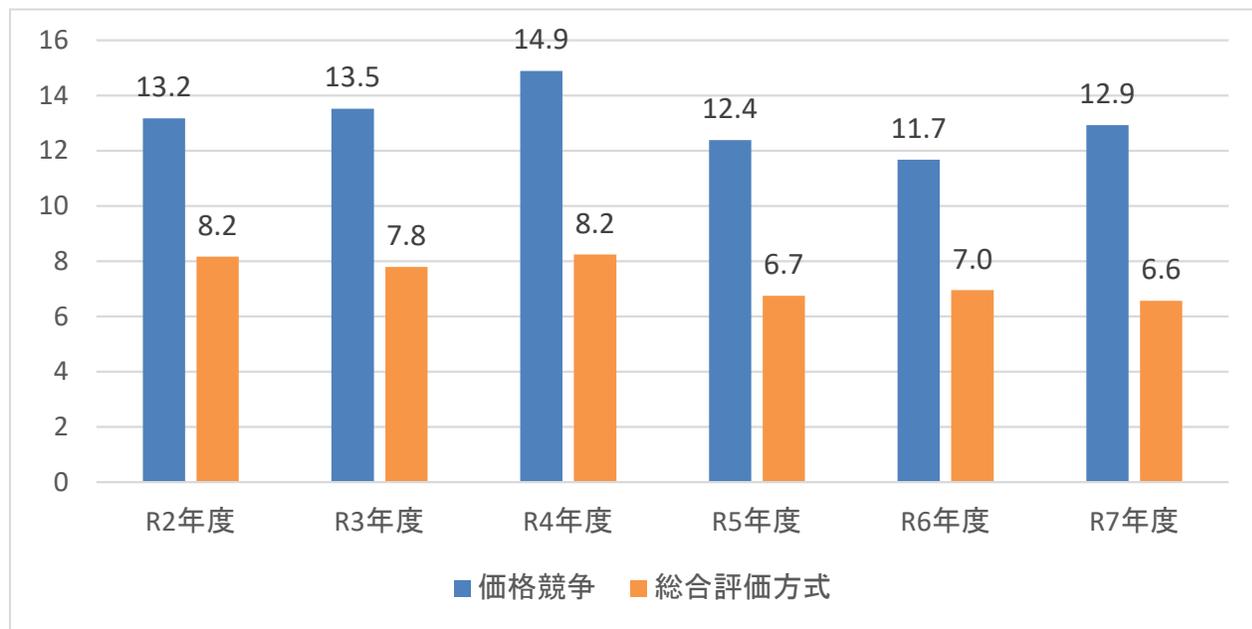
1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（1）令和7年度の状況『不調率、入札参加希望者数』

[不調率]



[入札参加希望者数]

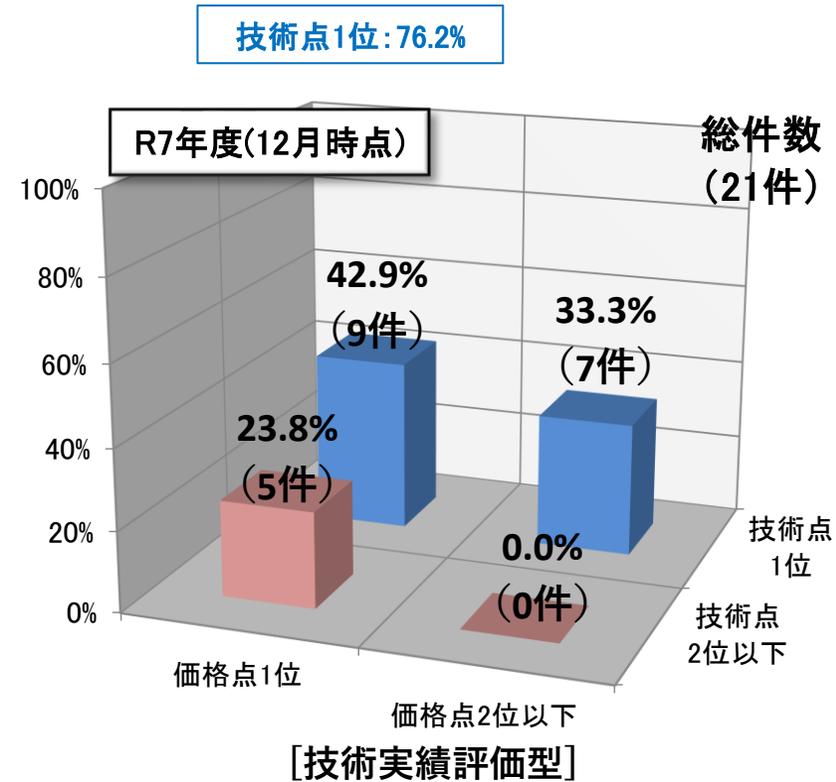
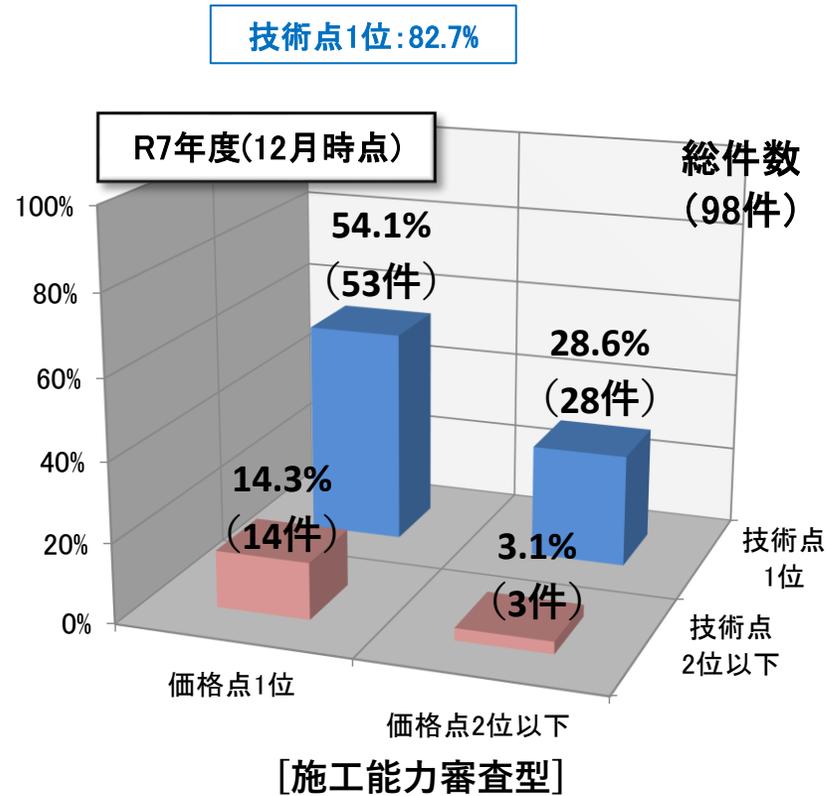


【R7年度：R7.12月末時点 契約実績】

- ・ 不調率は、例年と比較して価格競争は横ばい、総合評価方式は減少している。
- ・ 入札参加希望者は、昨年度と比較して価格競争は増加、総合評価方式は横ばいである。

1-3. 総合評価方式の活用 (工事)

(1) 令和7年度の状況『落札者の技術点と価格点の相関』



・技術点1位の会社が落札する割合が、施工能力審査型は約83%、技術実績評価型は76%となっており、技術力が反映された入札方式となっている。

1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（1）令和7年度の状況『受注業者数の動向』

【R7年度：R7.12月末時点】

項目	R5年度	R6年度	R7年度
①契約件数	782	711	400
②受注業者数	451	416	289※1
③1者あたりの平均受注件数（①／②）	1.73	1.71	1.38

※1：289社のうち、47社が過去5年間に受注なし

- ・「1者あたりの平均受注件数」は、昨年度よりも減少している。

1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（2）令和7年度取組方針に対する要望・意見等（事務所へのアンケート、業界団体等との意見交換より抜粋）

■事務所

【総合評価方式の原則適用を見直したことについて】

- ・総合評価方式だと、特定の業者が多く受注者している実態があり、価格競争を残すことで新規参入等を促していると思う。
- ・方針を見直したことで災害時に協力していただく地元業者の受注機会が増えていくと思われ、建設業界の安定に繋がると考える。
- ・工事主管が判断するため、同内容の工事において、事務所間で発注方式の相違が生じる可能性が高い。

【具体の工事イメージや選定フローについて】

- ・比較的小規模な交差点改良工事や現道拡幅工事は希望者が少なく、総合評価方式を適用すると不調を助長する懸念がある。
- ・具体イメージの技術実績評価型に「工事範囲内等において、営業中施設等があり、工事中の安全確保が求められる工事」を追加してほしい。これまでの地元対応の経験は、工事を円滑に進める上で重要な要素であるため。
- ・選定フローに予定価格の金額については、近年の物価上昇を踏まえて、適宜見直しが必要かと思われる。
- ・WTO案件の場合は技術提案型か価格競争かの2択しかなく、工事内容に応じた適切な選定を実現し難い。

■業界団体等

【総合評価方式の原則適用を見直したこと・選定フローについて】

- ・原則適用を見直したことにより、入札参加しやすくなり、受注機会が広がったと感じている。ただ、依然総合評価方式の適用率は高いため、引き続き、実績づくりのためにも、価格競争の発注を増やしてほしい。
- ・東京都発注工事は、周辺環境への配慮や技術的な難易度が高い工事が多いため、総合評価方式での発注件数を増やしてほしい。
- ・ECI方式の適用対象である「工事の公告段階で仕様の確定が困難であるもの」は増加していると思われるが、ごく一部(2件)の採用にとどまっている。民間技術の活用による事業執行の迅速化が図れる傾向もあるため、ECI方式を積極的に適用してほしい。
- ・WTO案件に適用できる総合評価方式は、技術提案型しかない。受発注者の事務負担軽減の観点からも、例えば技術力評価型の適用範囲をWTO以上まで拡大するなど、検討してほしい。

1-3. 総合評価方式の活用（工事）

（3）現状の評価と令和8年度取組方針（案）

■現状の評価

- ・総合評価方式の適用率は例年並みとなっており、工事成績評定点に大きな増減はなく、総合評価方式を原則適用とする考え方を見直したことに伴う品質への影響は見られない。
- ・入札参加希望者数の増加や1者あたりの平均受注件数の減少が見られ、多くの事業者の受注機会確保に寄与していると考えられる。



■令和8年度取組方針（案）

・引き続き、工事内容により総合評価方式と価格競争を適切に選定する。ただし、安易に価格競争での発注とならないよう入札方式の選定にあたっては、「入札方式の選定フロー」に基づくこととし、「具体の工事イメージ」を参考に選定する。また、総合評価方式の適用率や工事成績評定点などの状況について注視していく。

※ECI方式について適切な運用を促すため、「入札方式の選定フロー」及び「具体の工事イメージ」に追加する。

※具体の工事イメージへの事例追加等を行う。

※事務所・業界団体等から意見のあった総合評価方式の制度設計に関する内容について、制度所管局と連携して検討していく。

2. 働き方改革に関する事項（施工時期等の平準化）

2-1. 施工時期等の平準化（設計等委託業務）

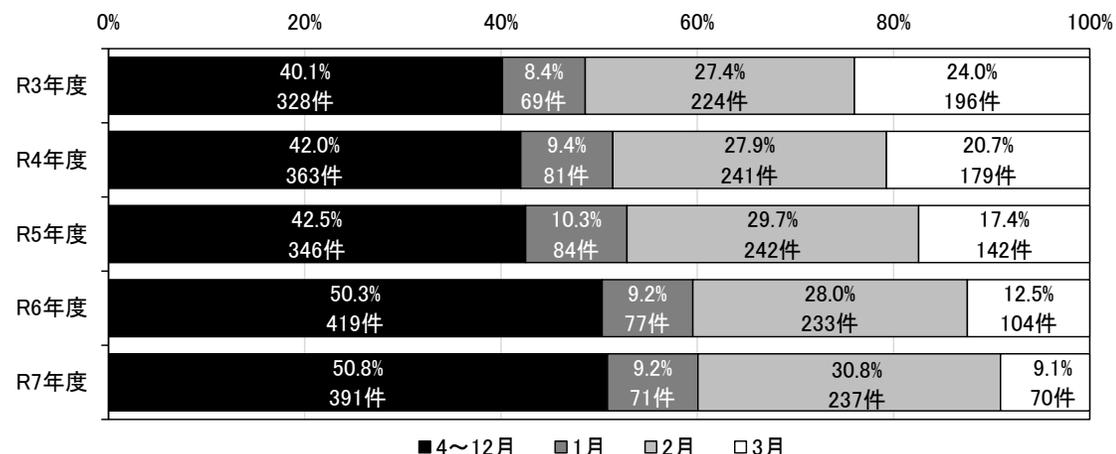
（1）令和7年度取組方針

- ・ **3月履行期限を禁止**とします。
- ・ 早期発注や債務負担行為（ゼロ都含む）を活用し、**4～12月の履行期限の割合を50%以上**とします。
- ・ **債務負担行為**を活用した案件は、**12月までの履行期限**とします。
- ・ **繰越明許費を効果的に活用**します。

※単価契約は除く

（2）令和7年度の状況『履行期限の設定状況』

【土木設計・測量・地質調査】【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】



【土木設計・測量・地質調査】【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】



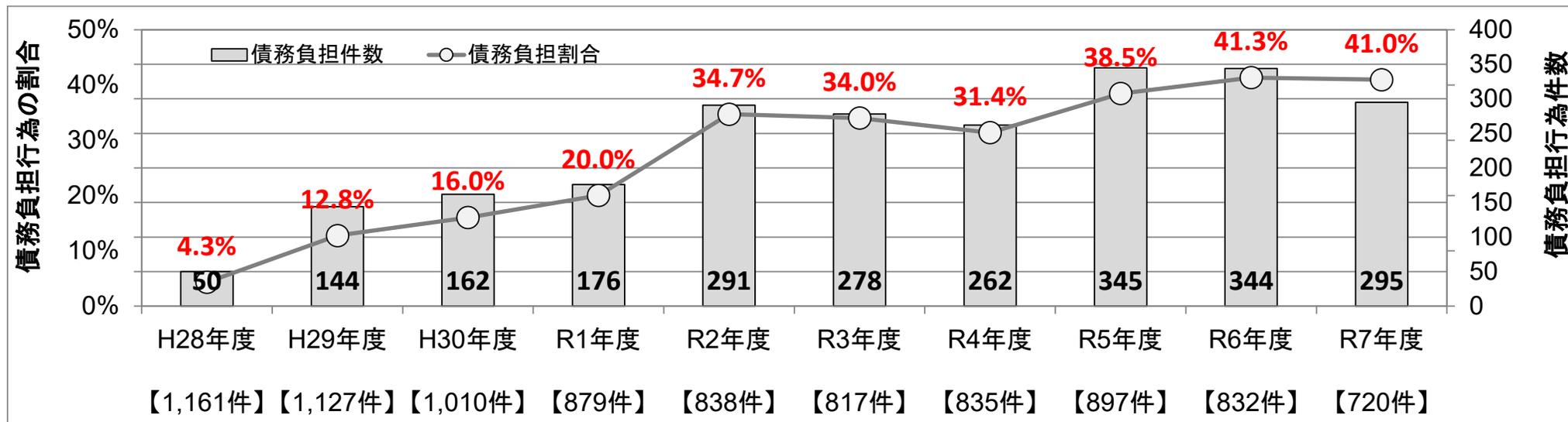
- ・ 3月履行期限の割合は、減少傾向である。
- ・ 4～12月の履行期限の割合は、約51%であり、昨年度から微増した。
- ・ 業種別でみると、土木設計について3月履行期限の件数が多い。

2-1. 施工時期等の平準化（設計等委託業務）

（2）令和7年度の状況『債務負担行為の活用状況』

[土木設計・測量・地質調査]

【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】



・近年、債務負担行為の割合は、40%前後で推移している。

（3）現状の評価と令和8年度取組方針（案）

【現状の評価】

・3月履行期限の割合は減少傾向にあり、4～12月の履行期限の割合は増加傾向にある。

【令和8年度取組方針（案）】

・今年度と同様とし、取組方針を遵守するよう局内周知していく。

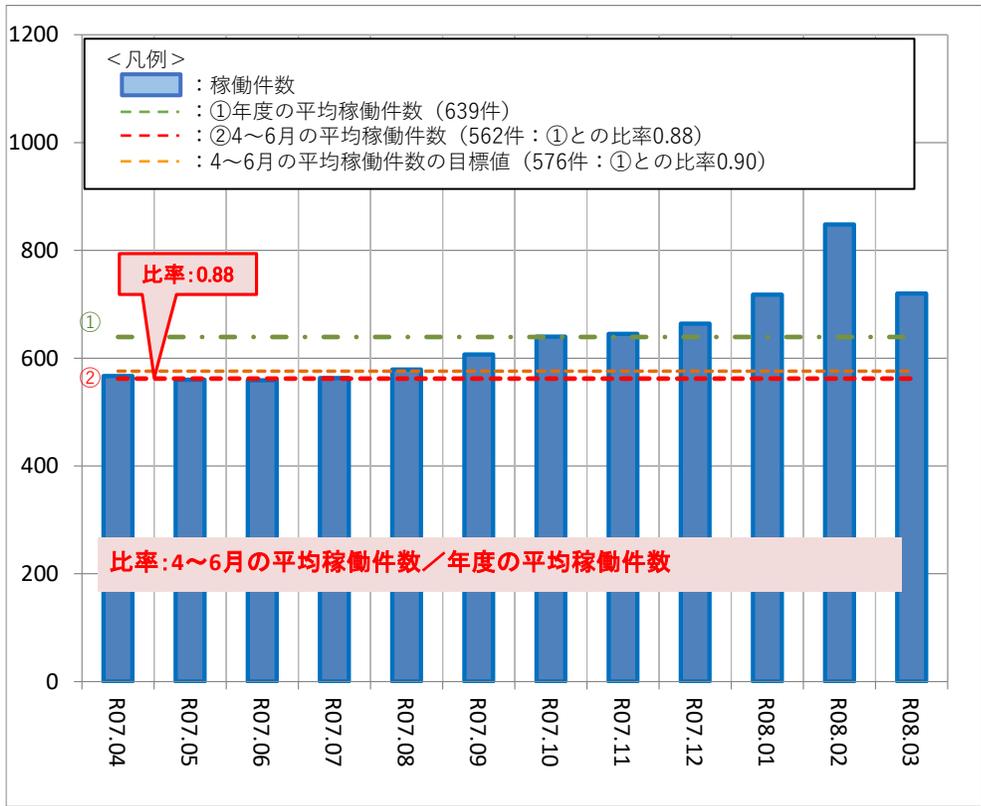
2-2. 施工時期等の平準化 (工事)

(1) 令和7年度取組方針

- ・ 早期発注、債務負担行為（ゼロ都含む）及び技術者配置準備期間を活用し、**年度の平均稼働件数と4～6月の平均稼働件数の比率を0.9以上**とします。
- ・ **繰越明許費を効果的に活用**します。

(2) 令和7年度の状況『稼働件数の平準化』

【稼働件数の平準化】



【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】

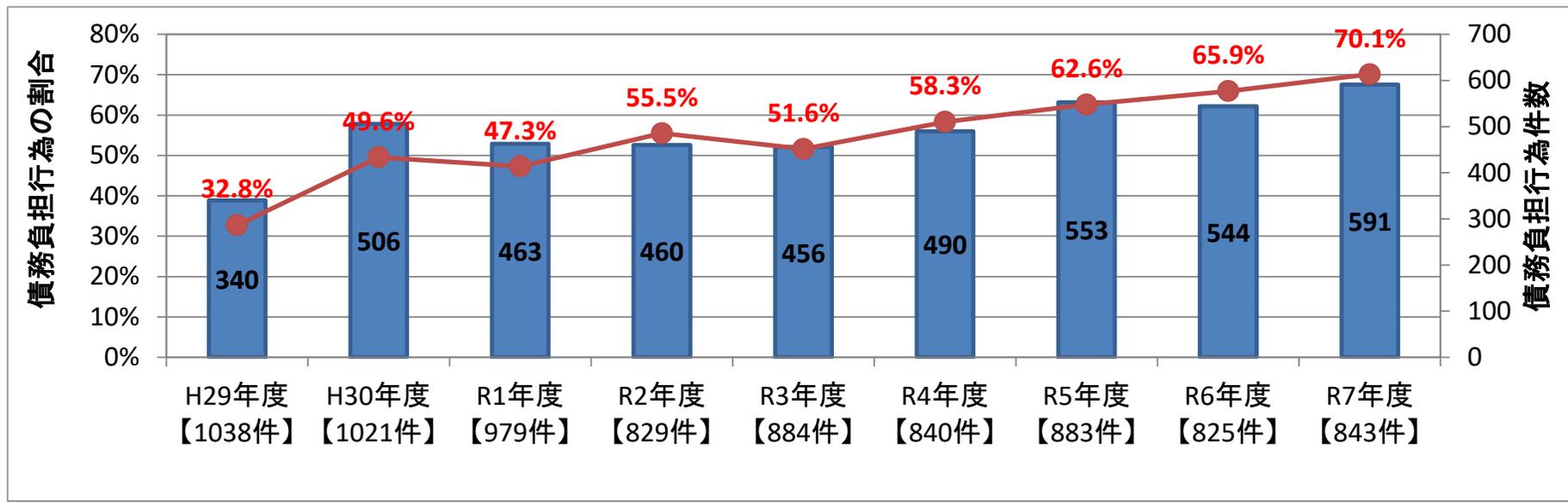
	①年度の平均稼働件数	②4～6月の平均稼働件数	②/①
令和5年度	610件	514件	0.84
令和6年度	620件	562件	0.91
令和7年度	639件	562件	0.88

・ 年度の平均稼働件数と4～6月の平均稼働件数の比率は0.88であり、昨年度と同程度である。

2-2. 施工時期等の平準化 (工事)

(2) 令和7年度の状況『債務負担行為の活用状況』

【R7年度：R7.12月末時点 契約実績+1月以降予定】



・近年、債務負担行為の割合は、60%前後で推移しており、今年度は70%を超える見込みである。

(3) 現状の評価と令和8年度取組方針 (案)

【現状の評価】

・近年、年間で稼働している工事の状況は平準化が進んでいる。

【令和8年度取組方針 (案)】

・今年度と同様とし、取組方針を遵守するよう局内周知していく。

3. 生産性向上に関する事項（建設DX）

3-1. 建設DXに関する取組

令和7年度の状況と令和8年度取組方針（案）

	ICT活用工事	建設現場の遠隔臨場	BIM/CIM	工事情報共有システム
概要	◆工事の各段階でICT技術を活用することにより、建設現場の生産性向上を図る	◆動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）を活用して、受発注者で映像と音声をリアルタイムに共有し、施工状況の確認等を実施することで、建設現場の生産性向上を図る	◆事業全体にわたる関係者間の情報共有を容易にするため、インフラ施設の構築等に係る測量、設計、施工および維持管理等の一連の建設生産・管理プロセスの効率化・高度化により、建設生産・管理プロセス全体の生産性向上を図る	◆公共工事における受発注者間のさまざまなやり取りを、WEBシステムを通して行うことで、「工事帳票の処理の迅速化」「日程調整の効率化」等を図り、移動時間・調整時間を削減し、工事の生産性向上を図る
R7年度取組方針	◆ <u>適用工種の拡大</u> を図るとともに、 <u>活用事例の周知や講習会・研修を開催し、ICT活用工事を積極的に活用</u>	◆緊急施工を除く <u>適用効果が期待される工事及び地質調査業務において原則活用</u>	◆ <u>測量・設計・施工の業務委託や工事発注においてBIM/CIMの試行を実施</u>	◆土木工事・土木設備工事・土木機械点検整備業務委託は、 <u>原則、システムを利用</u> ◆システムの活用推進を図るため、 <u>受発注者向けの操作講習会等を充実</u>
R7年度の状況	◆ 112件実施 （R7.上半期時点） ※152件実施（R6年度実績） ◆適用工種を9⇒12工種に増加 ◆講習会を2回実施	◆ 59件実施 （R7.上半期時点） ※99件実施（R6年度実績） ◆試行要領を実施要領へ改訂	◆ <u>測量・設計・施工の各段階で試行を実施</u>	◆ 353件実施 （R7.上半期時点） ※835件実施（R6年度実績）
R8年度取組方針（案）	<u>今年度と同様とし、取組方針を遵守するよう局内周知していく。</u>		BIM/CIM技術を活用したモデル工事等を実施するとともに、国や他自治体の先行事例も注視しながら活用を推進	<u>土木設計業務委託</u> を原則利用の対象に追加

4. 担い手の確保・育成に関する事項

4-1. 担い手の確保・育成

令和7年度の状況と令和8年度取組方針（案）

	週休2日制確保工事	女性活躍モデル工事	魅力発信モデル工事
目的	建設業界の若手技術者の確保・育成のため、建設現場における「完全週休2日制」の実現を目指す	女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備	建設業界の若手技術者を確保・育成していくため、公共工事の効果と必要性を広く周知するとともに、魅力ある建設業をPRし、若者の入職促進
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共工事における完全週休2日制の促進 ◆当初契約時に必要経費を計上 	<ul style="list-style-type: none"> ◆現場代理人、主任（監理）技術者又は担当技術者のいずれかで女性技術者を配置 ◆「全期間配置した場合」及び「優良な広報活動を行った場合」に工事成績評価を加点 	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中学生、高校生、大学生等に対し現場見学会を実施 ◆工事成績評価の加点対象
R7年度取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆原則、全ての工事を対象に実施 ◆現場閉所が馴染まない工事は「交替制」の対象 	<ul style="list-style-type: none"> ◆発注者指定型：WTO案件は原則対象 受注者希望型：受注者が希望する場合実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆議会案件は原則対象とし、適用が困難な工事を除き積極的に適用
R7年度の状況	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象工事の100%を週休2日制確保工事として契約（R7.上半期時点） ※対象工事の100%を契約（R6年度実績） ◆土木工事では、令和7年10月から原則完全週休2日（土日）の対象として工事発注 	<ul style="list-style-type: none"> ◆発注者指定型：0件契約（R7.上半期時点） ※17件契約（R6年度実績） ◆受注者希望型：22件実施（R7.上半期時点） ※22件実施（R6年度実績） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆9件契約（R7.上半期時点） ※32件契約（R6年度実績）
R8年度取組方針（案）	<p>今年度と同様とし、取組方針を遵守するよう局内周知していく。</p>		

(2) 区市町村支援

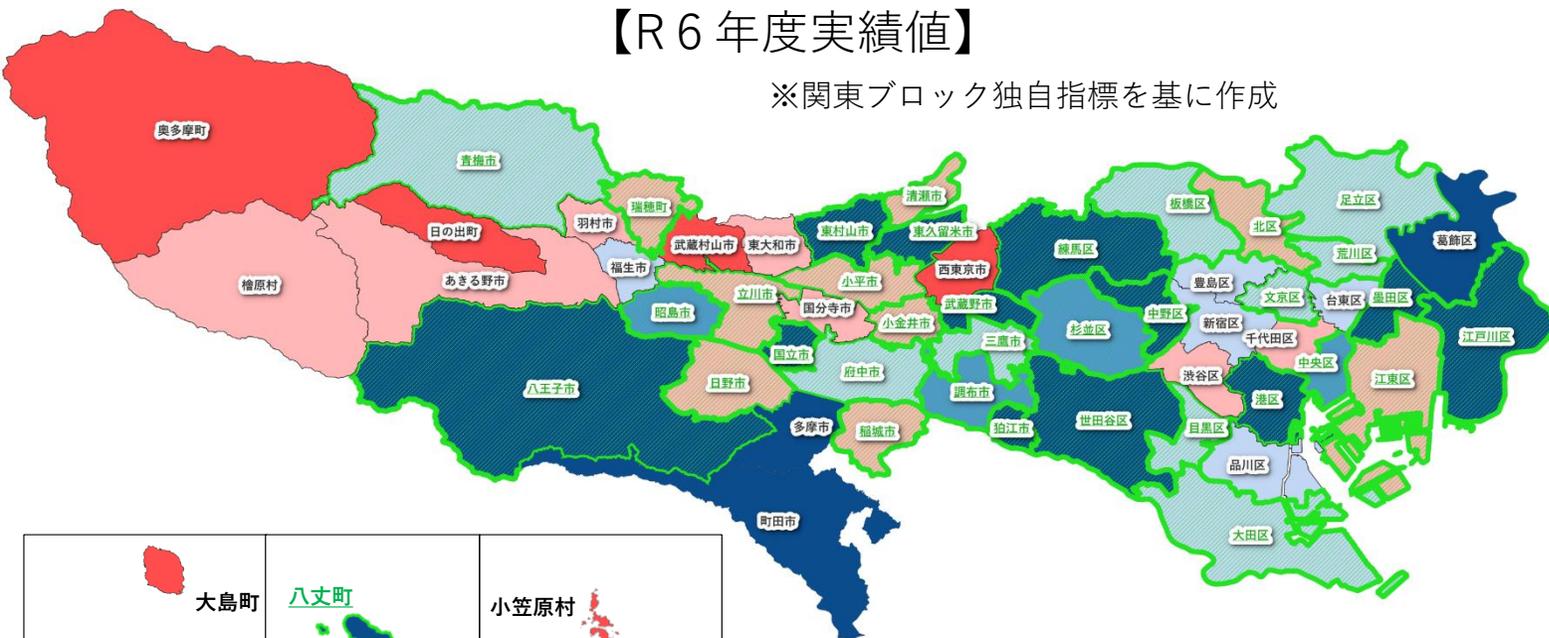
区市町村支援

取組項目		区市町村の取組状況	今年度の支援状況	今後の支援方針
全国 統一指標 ※③④⑤ は関東ブ ロック独 自	①地域平準化率	・ R6実績：0.62（区市町村） ※都：0.88	▶ 区市町村へ品質確保に関するアンケートを実施し、取組状況を把握 ▶ 区市町村連絡協議会（国や庁内各局も参加）を開催し、都・国の取組内容や都内区市町村の実施状況を共有・意見交換を実施	▶ 引き続き、区市町村へ都のガイドラインや最新の基準類を提供 ▶ 区市町村連絡協議会等を活用し、各自治体が抱える課題の解決に向けた意見交換を実施 ▶ 各自治体における週休2日制確保工事等の実施状況を共有し、取組の浸透を図る
	②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	・ R6実績：0.85（区市町村） ※都：1.00		
	③最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況	・ R6実績：48/62自治体（約77%） ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の一定のルールを整備し活用している自治体数		
	④設計変更ガイドラインの策定・活用状況	・ R6実績：42/62自治体（約67%） ※設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している自治体数		
	⑤週休2日制確保工事	・ R6実績：36/62自治体（約58%） ※1件以上実施している自治体数		

【参考】週休2日制確保工事の実施状況

【R6年度実績値】

※関東ブロック独自指標を基に作成



【週休2日制確保工事に対する区市町村の状況】

(区市町村へのアンケート結果より)

【取組が前進した理由】

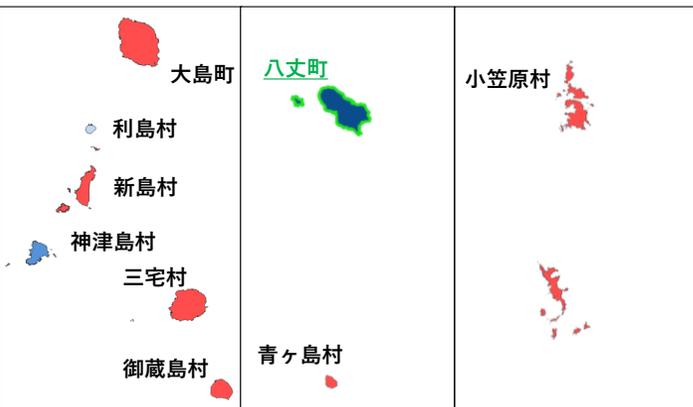
- ・連絡協議会において、週休2日制確保工事を適用することの必要性を理解したため、適用を拡大した。
- ・庁内で週休2日制確保工事に関する理解が進み、適用可能な工事については実施する部署が増加した。

【取組が前進しない理由】

- ・工期の長期化により、年度内に工事が完了しないおそれがあるため。
- ・関係部署と調整しているが、島しょ部における作業条件の実情により実施が困難である。

【導入に至らない理由・導入に向けた検討も実施しない理由】

- ・工事監督部署や受注者と調整が取れていないため。
- ・工期が短い工事が大半を占めているため。
- ・日給及び月給の地元業者も多く、休日数を増やすのは困るという意見が多いため。
- ・島しょ特性として、船便の欠航により資材が届かない場合や強風による工事休工など、作業が天候等に左右されやすく工期の調整が難しい点があるため。



- a: 全ての対象工事を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- b: 対象工事の半数程度を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- c: 対象工事の一部(半数未満)を、週休2日制対象工事として発注手続きを実施している
- d: 週休2日制対象工事を導入していないが、導入に向けて検討を実施している(概ね1年以内に試行を実施する予定)
- e: 週休2日制対象工事を導入しておらず、導入に向けた検討も実施していない

緑枠：R6年度に進展した自治体

- ・全ての対象工事で発注 (c,d,e⇒a) : 13自治体
- ・対象工事の半数で発注開始 (c,e⇒b) : 4自治体
- ・対象工事の一部で発注開始 (d,e⇒c) : 9自治体
- ・導入に向け検討開始 (e⇒d) : 9自治体